

静岡県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条第3号及び第115条の10第3号の規定により告示する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定取消日	サービスの種類
株式会社シフト	ヘルパーステーション シフティーン熱海	田方郡函南町丹那1316-426	平成30年2月28日	訪問介護
				介護予防訪問介護
	ヘルパーステーション シフティーン三島長泉	駿東郡清水町伏見616番地1 シフトビル201		訪問介護
				介護予防訪問介護
	ヘルパーステーション シフティーン富士富士宮	富士市横割本町7番5号 ファミリー西尾1E号室		訪問介護
				介護予防訪問介護